

6. 財政支出の承認
7. 各種原案の企画作成
8. 事務局員、運営委員および専門部員の選任
9. その他会活動遂行に必要な事項

第十六条 役員会はこの会則に定められていない問題については、労山の趣意書、県連の決定事項に従い処理することができる。

- 2 役員会は本会の運営に必要な規定を定めることができる。

第十七条 事務局、運営委員会および専門部は、会の方針に基づき会業務を執行する。運営委員会および専門部の責任者は役員会の構成員とし、責任者が適時開催する。

第五章 役員

第十八条 会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 事務局長 1名
3. 会計 1名
4. 常任委員 若干名
5. 監事 2名

第十九条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表する。
2. 事務局長は、会長を補佐し、事務局を統括するとともに、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 会計は、会活動の執行にあたり、財政の処理にあたる。
4. 常任委員は、会活動の執行にあたり、会業務の処理にあたる。
5. 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第二十条 役員の任期は次期総会までとし、会長、常任委員、監事は、総会で選出され再選は妨げない。事務局長および会計は役員会の互選により選出される。

2. 補充役員の選任は役員会でおこない、その任期は時期総会までとする。

第六章 財政

第二十一条 この会の財政は入会金、会費、事業収入その他をもってあてる。

第二十二条 会計年度は三月一日より翌年二月末日までとし、会計報告は定期総会の都度行い、総会の承認をうける。

第七章 運営委員会および専門部

第二十三条 この会には県連が定める運営委員を置く。運営委員は兼務することができる。

第二十四条 運営委員会の構成員は、運営委員および役員とする。

第二十五条 この会には次の専門部を置く。専門部員は兼務することができる。